

令和 7 年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業に係る企画競争応募要領

本事業は、令和 7 年度予算に係る事業であることから、本企画競争に係る契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

1 総則

令和 7 年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業の企画競争への応募について定めるものとします。

2 業務内容

別添「令和 7 年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業仕様書」のとおり。

3 予算額

業務の予算総額は 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とします。（予定価格ではありません。）

4 参加資格

本事業に応募できる者は、次の全てに該当する者とします。

- （１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、競争に参加する者が、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （３）「令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）」の「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。
- （４）下記 7 の提出書類の提出期限の日から契約締結日までの間において、林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５）複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意書を得た規約書、全構成員が交した協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者及び構成員は、上記（１）から（４）の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

ア 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記 7（1）までに提出すること。

イ 規約書等の作成に当っては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

5 応募に係る説明会の開催について

本事業に関する説明会は実施しません。

6 提出書類

（1）企画競争参加申込書（別紙）

（2）令和 7 年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業企画提案書
別添 1 の企画提案書を作成し、提出するものとします。

ただし、以下の内容を記載していれば、任意の様式でも構いません。

① 事業に対する考え方

2 の事業の概要踏まえ、企画提案に当たっての基本的な考え方について記載して下さい。

② 事業の実施方法

2 の事業の概要を踏まえ、事業の実施方法について、具体的な提案内容を記載してください。

③ 事業の運営計画

2 の事業の概要を踏まえ、事業の運営計画について、具体的な提案内容を記載してください。

④ 事業の実施体制及び管理体制

ア 本事業の実施に係る担当者の配置及び担当業務について記載してください。

イ 本事業の実施に係る管理者の配置及び管理業務、指示命令系統について記載してください。

ウ 再委託を予定している場合は、再委託費、再委託する業務の内容を記載してください。

ただし、事業の主たる部分を第三者に委任し又は請負わせることはできません。

⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定企業）をうけている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況がわかる資料（なお、基準に適合し、認定されている者であることを企画書に記載しておくこと）。

⑥ 事業担当者としての事業実施能力

過去 10 年間に於いて、本事業に関連し、又は類似した業務に従事した実績があ

る場合は、これについて記載してください。

特に、各府省庁等における「地球観測衛星」を用いた防災利用実証実験等に関する業務の実績がある場合は、これについて記載してください。

⑦ その他の提案事項

事業効果を高め効率的に事業を行うための独自の提案があれば記載してください。

(3) 4 (3) で示す資格審査結果通知書の写し

(4) 配置予定技術者及び管理技術者の略歴（任意様式）

(5) 会社概要、定款、収支計算書等財務諸表等（任意様式）

(6) 見積書（任意様式）

本事業の実施に必要な経費の全ての金額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した経費内訳書を作成してください。各項目の詳細がわかるように作成してください。

7 企画提案書及びその他の書類の提出期限・提出先・提出部数

(1) 提出期限：令和7年4月11日（金） 17時まで

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒100-8952

東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁国有林野部業務課災害対策班（農林水産省北別館8階ドア No. 北 814）

電 話：03-3502-8349

担当者：木倉

(3) 書類の提出部数

① 企画競争参加申込書	10 部
② 企画提案書	10 部
③ 資格審査結果通知書の写し	10 部
④ 配置予定技術者及び管理技術者の略歴	10 部
⑤ 会社概要、定款、収支計算書等財務諸表等	10 部
⑥ 見積書	10 部

(4) 提出に当たっての留意事項

① 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとします。

② 電子メール又は郵送により提出する場合は、提出期限必着とし、提出期限を過ぎて7 (2) で示す提出先に到着したものは無効とします。

③ 提出された書類は、その事由の如何に関わらず、変更又は取消を行うことはできないこととし、返還も行いません。

④ 提出された企画提案書等は、非公開とします。

⑤ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合は、全てを無効とします。

⑥ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。

⑦ 企画競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添2）について見積書の

提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

- ⑧ 暴力団排除に関する誓約事項（別添 2）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積りは無効とする。
- ⑨ 林野庁において、受託者の資格を有しないと判断された者が提出した書類は、無効とする。

8 企画提案会の実施について

企画提案会は行わず、書面審査とします。

9 審査の実施

- （1）企画提案書等の審査を行うため、別に定める企画審査委員会を設置します。
- （2）企画審査委員会は、企画提案書等を審査・採点し、得点の最上位の者を契約候補者として選定し、支出負担行為担当官林野庁長官に推薦します。ただし、審査委員会が、最上位の者であってもこれを契約候補者として推薦することが適当でないと判断する場合には、これを契約候補者として推薦しないことがあります。
- （3）審査結果については、企画審査委員会の実施から 2 週間程度で全ての参加者へ通知します。

10 審査基準

企画提案書等の採点及び契約候補者の選定は以下の項目について審査する。

- （1）本事業の目的・内容を理解した上で、企画提案書を作成しているか。
- （2）衛星データを活用した山地災害箇所判読事業を効率的に実施する手法の検討の方法は、具体的に工夫が見られるか。
- （3）衛星データを活用した山地災害箇所判読事業の方法は、計画事項が適切で、実施手順に無理がなく、実現性があるか。
- （4）所要経費の積算は、事業内容・規模に応じて適正か。
- （5）衛星データを活用した山地災害箇所判読事業をするための担当者を配置し、効果的・効率的に運営するための業務分担、管理体制がとられているか。
- （6）ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下（（1）～（3））の法令に基づく認定を受けているか
 - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
 - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
- （7）衛星データを活用した山地災害箇所判読事業に類似する業務の実績を有しているか。
- （8）上記以外で事業効果を高め効率的に事業を行うための独自の提案はあるか。

11 契約の締結

支出負担行為担当官林野庁長官は、契約候補者から見積を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結します。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の可否を問わず応募者が負担するものとします。
- (2) 企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しません。
- (3) 企画提案書等に使用する言語は、日本語とします。

(別添 1)

令和 7 年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業企画提案書

項目	内容
1 本事業の提案に 当っての考え方(取 組み方針)	
2 事業の実施方法	
3 事業の運営計画 (※表により全体を 示すことも可)	
4 事業の実施体制 及び管理体制(※実 施体制図(任意様 式)を適宜貼付)	(1) 本事業の実施に係る担当者の配置及び担当業務
	(2) 本事業の実施に係る管理技術者の配置及び役割分担
	(3) 再委託を予定する場合は、事業者名と再委託する業務の内容
5 ワーク・ライフ・ バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下((1)～(3))の法令に基づく認定を受けているか (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定 ・ プラチナえるぼし 5点※1 ・ えるぼし3段階目 4点※2 ・ えるぼし2段階目 3点※2 ・ えるぼし1段階目 2点※2 ・ 行動計画 1点※3 ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・ プラチナくるみん認定企業 4点 ・ くるみん認定企業(新基準) 3点※4 ・ くるみん認定企業(旧基準) 2点※5 ※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定 ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定 (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ ユースエール認定企業 4点 ※6 (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。
6 事業担当者とし ての事業実施能力	※平成 23 年度以降に完了した、本業務に関連した同種又は類似の業務実績がある場合は、概要を記載(最大5件まで。)
7 その他提案事項	※上記以外で、事業効果を高め効率的に事業を行うための独自の提案があれば記載。

(別紙)

企画競争参加申込書

令和7年〇月〇日

支出負担行為担当官

林野庁長官

殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 指 名

令和7年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業の企画競争に参加したいので、次の書類を添えて申込みます。

記

- 1 令和7年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業に係る企画提案書
- 2 資格審査結果通知書の写し
- 3 配置予定技術者及び管理技術者の略歴
- 4 会社概要、定款、収支計算書等財務諸表等
- 5 見積書（経費内訳書を含む）

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

メー ル ア ド レ ス

※企画競争参加申込書一式は、同じ書類を10部提出してください。

(別添2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

請負契約書（案）

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件名 | 令和7年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業 |
| 2 | 仕様 | 仕様書のとおり |
| 3 | 履行期限 | 契約締結の日から令和8年3月13日まで |
| 4 | 契約金額 | 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円・消費税率10%) |
| 5 | 納入場所 | 林野庁国有林野部業務課（北別館8階ドア No.北814） |
| 6 | 検査場所 | 納入場所に同じ |
| 7 | 契約保証金 | 免除する |

上記の件名（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官 林野庁長官 青山 豊久（以下「甲」という。）（登録番号 T8000012050001）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の各契約事項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
支出負担行為担当官
林野庁長官 青山 豊久

（乙）

契約条項

(総則)

- 第1条 乙は、別添の仕様書に基づき、履行期限までに業務を完了し、仕様書に定める成果品を甲に納入するものとする。
- 2 仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の制限)

- 第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 2 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面（別紙様式）を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、この業務達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保

のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

- 8 再委託する業務がこの業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から前項の規定は、適用しない。
- 9 乙は、再委託する場合には、当該委託にかかる再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。

(監督)

- 第 4 条 甲は、この契約の履行に関し、甲が命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
 - 3 甲は、必要があると認めたときは、この契約の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(資料の交付等)

- 第 5 条 乙は、この契約の履行に当たって甲から貸し出された資料及び支給を受けた物品については、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、紛失又は破損の場合には、直ちに報告の上、甲の指示に従って措置するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行を完了し、又は第 13 条に定める契約の解除を受けたときは、前項の規定に基づき、貸し出された資料及び支給を受けた物品を直ちに甲に返還しなければならない。

(仕様の変更)

- 第 6 条 甲は、仕様書の内容を変更する必要があると認めるときは、その変更内容を乙に通知して、変更することができる。
- 2 前項の場合、契約金額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して契約の変更を行うものとする。
 - 3 第 1 項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲は、必要な費用を負担しなければならない。

(乙の履行遅延)

- 第 7 条 乙は、履行期限までに業務を完了し、成果品を納入できない場合には、あらかじめ甲に対し、遅延の理由及び完了見込み日時を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長の承認を受けなければならない。
- 2 甲は、乙が履行期限までに業務を完了し、成果品を納入できない場合には、前項

に定める承認の有無にかかわらず、遅延利息として履行期限の翌日から成果品の納入の日までの日数に応じ、契約金額に対して年3パーセントの割合で計算した金額の支払を乙に請求することができる。

ただし、その遅延が、天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合には、この限りではない。

(検査)

第8条 乙は、成果品を納入しようとするときは、甲に通知し、甲が命じた検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、乙から前項に定める通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って検査に必要な措置を講じなければならない。

4 検査職員は、乙が検査に立ち会わない場合には、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 検査職員は、検査の結果不当な箇所を発見した場合には、乙に対し、相当の日時を定めて引換え又は修補を請求することができる。この場合、乙は直ちに引換え又は修補を行い、再度検査を受けなければならない。

6 検査及び納入に要する経費は、全て乙の負担とする。

(所有権等の移転)

第9条 この契約に基づく成果品の所有権は、前条に定める検査に合格したときに、甲に移転するものとする。

2 乙がこの契約により新たに取得した著作権は、甲に帰属するものとする。

3 乙は、この契約に関し、著作権について第三者との間で紛争が生じた場合には、乙の責任において処理するものとする。

(契約代金の支払等)

第10条 乙は、全ての成果品を納入し、第8条に定める検査に合格したときは、所定の手続により契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、請負代金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲が自己の責に帰すべき理由により、前項に規定する支払期限までに契約金額の全額を支払わない場合には、遅延利息として、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の

率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じての割合で計算した金額の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額が 100 円未満である場合及び 100 円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

- 4 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(債権債務の相殺)

第 11 条 甲は、この契約の定めるところにより乙から甲に支払うべき債務が生じた場合には、契約金額と相殺することができる。この場合、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超える金額を甲の指示により納入しなければならない。

(契約不適合責任等)

第 12 条 乙は、成果品の検収を行った日を起算日として 1 年間は、成果品の性能、品質等について補償するものとする。

- 2 前項に定める補償期間内に、成果品に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合には、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該契約不適合を修補させることができる。
- 3 甲が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、甲の必要により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。
 - 一 乙が、天災その他乙の責に帰することができない理由により、この契約の解除を申し出た場合
 - 二 乙が、この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる場合、又は正当な理由がなく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められる場合

- 三 乙が、この契約に関し不正行為を行った場合
- 四 乙が、破産の宣告を受けた場合、又はそのおそれがあると認められる場合
- 五 乙が、乙の都合により、この契約の解除を申し出た場合

(違約金)

第 14 条 甲は、前条第 2 項第 1 号に定める理由によりこの契約を解除した場合には、乙に対し違約金を請求しないものとする。

- 2 甲は、前条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる理由によりこの契約を解除した場合には、違約金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払を乙に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 15 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき
 - 二 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - 三 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 16 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定によ

る排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき

2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき

二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の規定による違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にあってはその者、法人である場合にあっては役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合にあっては代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 18 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 19 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 20 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再

請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 21 条 甲は、第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 22 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、併せて、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第 23 条 乙は、この契約により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。

4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(著作権等の利用)

第 24 条 乙は、前条第 1 項の規定にかかわらず、この契約により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が著作権を利用する権利及び甲が第三者に対し著作権の利用を許諾する権利を、甲に許諾するものとする。

2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、この契約の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、この契約による成果である旨を明示するものとする。

(秘密の保持等)

第 25 条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約の履行に当たって作成した資料を転写し、又は第三者に閲覧させ、若しくは貸出ししてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第 26 条 乙及びこの業務に従事する者（従事した者を含む。以下「業務従事者」という。）は、この業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、この業務が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第 27 条 乙は、業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第 28 条 乙は、業務を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の

上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第 29 条 乙は、業務が終了したときは、この業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第 30 条 乙は、甲の承認を受け、この契約を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、甲に対する義務を当該第三者に約せなければならない。

(協議)

第 31 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第 32 条 この契約について、甲、乙協議を要するものにつき協議が調わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者の調停により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲、乙平等の負担とする。

別紙様式

請負契約再委託承認申請書

番 号

年 月 日

支出負担行為担当官

林野庁長官 殿

(請負者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度地球観測衛星データを活用した山地災害
箇所判読事業について、下記のとおり再委託したいので、請負契約書第3条第3項の
規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

(注)

- 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情
があるときは、その理由を記載すること。
なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項
をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を
変更する場合には、あらかじめ支出負担行為担当官林野庁長官の承認を受けなけれ
ばならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。